

関連する税制の動向

1 震災からの復興等に関する税制措置

東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保及び復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る臨時特例として、所得税及び住民税の引き上げ措置が講じられた。

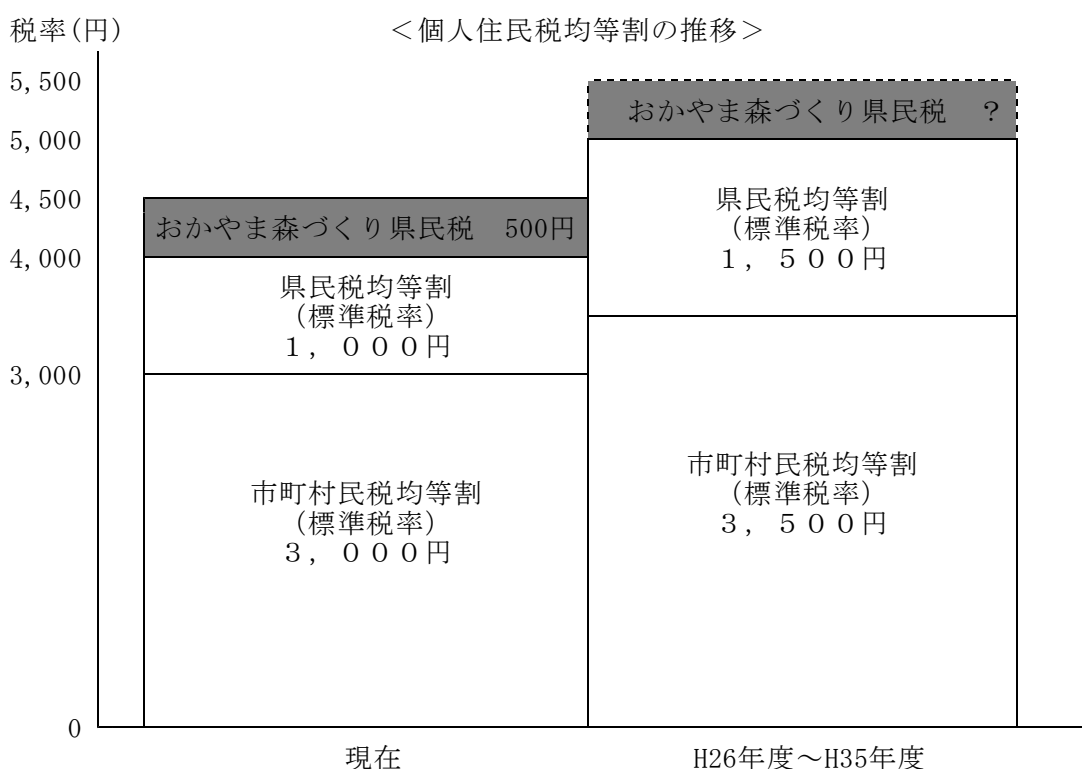
(1) 復興特別所得税

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保するため、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、所得税に復興特別所得税（所得税の額の2.1%分）が上乘せされることとなった。

(2) 個人住民税均等割

全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割の標準税率が、年額1,000円引き上げられることとなった。

- ・道府県民税均等割標準税率
 - 年額 500円引き上げ 1,500円
- ・市町村民税均等割標準税率
 - 年額 500円引き上げ 3,500円



2 消費税率及び地方消費税率の引き上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げられる。

	現 行	H26年4月1日～	H27年10月1日～
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0%	1.7%	2.2%
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※引上げられる予定。負担の緩和措置等を国において検討中。

3 地球温暖化対策税制

(1) エネルギー起源CO2排出抑制対策

地球温暖化対策のため、石油石炭税に「地球温暖化のための課税の特例」を設け、CO2排出量に応じた税率が設けられ、上乘せされている。

(平成24年10月1日から実施され、段階的に引き上げられる。)

(2) 森林吸収源対策

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、早急に総合的な検討を行うこととされている。(平成25年1月24日 与党税制改正大綱)